

仕 様 書

1 業 務 名

地方公会計財務書類作成業務

2 委 託 期 間

令和6年4月下旬（又は5月上旬）（予定）から令和7年3月31日まで

3 業 務 内 容

(1) 財務書類の作成について

本業務は、総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月）に記載された統一的な基準に基づく本市の財務書類を作成するため、次の事項を実施すること。

ア 総務省が平成27年1月に公表した統一的な基準による地方公会計マニュアル（以下「公会計マニュアル」という。）に基づき、次の書類を作成すること。

一般会計等、全体及び連結に係る財務書類4表

- ・貸借対照表【様式第1号】
- ・行政コスト計算書【様式第2号】
- ・純資産変動計算書【様式第3号】
- ・資金収支計算書【様式第4号】

※一般会計等、全体及び連結の会計範囲は別紙のとおり

※行政コスト計算書【様式第2号】及び純資産変動計算書【様式第3号】については、統合した形でも可とする。

イ 公会計マニュアルに基づき、附属明細書【様式第5号】を作成すること。

※全体及び連結については、附属明細書【様式第5号】に加えて、内部取引調査票【様式第6号】及び相殺消去集計表【様式第7号】を作成すること。

ウ ア及びイの各書類の作成に当たっては、公会計マニュアルが示す各様式例に準拠するとともに、必要な注記を行うこと。

エ 令和5年度末における固定資産台帳兼減価償却計算書を作成すること。

オ 作成した財務書類4表に基づき、本市の財政状況の評価及び分析（前年度及び他都市との比較分析等）を行うこと。

カ 上記ア～オの資料のほか、決算書の組替、連結の詳細等が判別できる資料を適宜作成・提出すること。

(2) その他

ア 委託期間中、公表を含めたあらゆる段階で公会計の考え方に合致しているか否か、本市の判断の適格性に関する相談に対し、指導及び助言を行うこと。

イ 財務書類4表の公表単位が、公営事業を含んだ全体並びに関係団体を含んだ連結決算となっており、そこに付随する合规性・法規準拠性に合致した重要性の判断に対する指導及び助言を行うこと。

ウ 各種データについて、受託者の変更等により本市が保有している様式から変更する必要がある場合においては、全てのデータ移行及び内容確認を行うこと。

※本市では、本件に関するシステムは未導入であり、今後も導入予定はない旨、留意すること。

4 成果品の提出

(1) 成果品

- ・一般会計等，全体及び連結に係る財務書類4表印刷物1部及びデータ形式
- ・附属明細書，内部取引調査票及び相殺消去集計表印刷物1部及びデータ形式
- ・固定資産台帳兼減価償却計算書データ形式

(2) 提出期限

令和6年8月中旬

※本業務のスケジュール（予定）は次のとおり

4月下旬（又は5月上旬）5月上旬～中旬	・契約締結 ・（本市→受託者）令和4年度末現在のデータ提供 ※受託者が変更となった場合，受託者側で様式等変換作業
6月下旬まで	・（本市）令和5年度分の各種データ収集
6月末～7月中旬	・（本市→受託者）収集したデータの提供 ・（受託者）財務種類作成
8月上～中旬	・（受託者→本市）成果品の納品
9月上旬	・（本市）成果品を基に，公表書類作成
10月末まで	・（本市⇄受託者）成果品内容に関する詳細確認，追加資料提出等（適宜）
11月～3月末	・本市からの相談等に対する指導・助言

(3) 提出先

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階
旭川市総合政策部財政課

5 守秘義務

本業務を通じて知り得た事項については，秘密を厳守するものとする。

6 再委託の禁止

- (1) この仕様書で示す業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは，あらかじめ書面にて市の承諾を得なければならないものとする。

7 業務完了届

業務が完了したときは，直ちに文書による業務完了届を提出すること。

8 その他

この仕様書に定めのない事項について疑義のある場合は，双方協議の上処理するものとする。